

令和 年寄附分 市区町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
北海道新十津川町長 様 都道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 年 月 日 北海道新十津川町長 様	整理番号
住所 〒	フリガナ
	氏名 印
	個人番号
電話番号 (日中連絡先)	性別
	生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 新十津川町に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、次の①から③すべてに該当する場合のみ行うことができます。①から③に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

□にチェック

① 所得税の確定申告書を提出する義務がないと見込まれる方	<input type="checkbox"/>
② 寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市区町村民税・都道府県民税申告書の提出をする必要がないと見込まれる方	<input type="checkbox"/>
③ 申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方公共団体が5団体以下であると見込まれる方	<input type="checkbox"/>

※ ①または②に該当するか不明な方は、別添「ふるさと納税ワンストップ特例制度」をご参照ください。

※ ③の地方公共団体数が5団体を超えると、申請の特例の適用は受けられません。

【申告特例（ワンストップ特例）申請書の提出先】

上記①から③までの事項すべてに該当する場合、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることができます。該当する場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を下の切り取り線から切り取り、新十津川町総務課に郵送（申請者負担）または申請書をスキャンしPDF化したものをメールに添付して提出してください。なお、下記の受領証明書は、確定申告する場合にご使用ください。

〒073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地 1
新十津川町総務課企画調整グループ 宛
メールアドレス：furusato-one@town.shintotsukawa.lg.jp

(切り取ってください。)